

軽自動車税の

税率(年税額)が変わります

平成27年度税制改正に伴い、自動車税と軽自動車税の均衡を保つことなどを目的に車両の登録年数や燃費性能などに応じて、平成28年度から軽自動車税の税率(年税額)が変わります。
 (税) 税務課収納対策室 ☎ 44-3111

1 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などの税率

購入時期に関わらず、平成28年度から次の税率が適用されます。

種別(排気量・用途)	税率(年税額)	
	平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	総排気量50cc以下のもの	1,000円 2,000円
	総排気量50ccを超え90cc以下のもの	1,200円 2,000円
	総排気量90ccを超え125cc以下のもの	1,600円 2,400円
	ミニカー(総排気量50cc以下のもの)	2,500円 3,700円
軽二輪車	総排気量125ccを超え250cc以下のもの	2,400円 3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250ccを超えるもの	4,000円 6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円 2,400円
	その他のもの	4,700円 5,900円

2 三輪以上の軽自動車の税率

自動車検査証(車検証)に記載されている「初度検査年月」に応じた税率が適用されます。

- ①従来税率適用…「初度検査年月」が平成27年3月以前の車両 (※③に該当するものを除く)
- ②新税率適用…「初度検査年月」が平成27年4月以降の車両(下記③の特例あり)
- ③重課適用…「初度検査年月」から13年を経過した車両

種別(用途)			税率(年税額)			
			平成27年度	平成28年度		
				①従来税率適用	②新税率適用	③重課適用
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,100円	3,900円	4,600円

3 グリーン化特例(軽課)の税率

「初度検査年月」が平成27年4月から平成28年3月までの三輪以上の軽自動車は、自動車検査証(車検証)に記載されている「初度検査年月」と備考欄に記載されている燃費性能に応じて、平成28年度に限りグリーン化特例(軽課)税率が適用されます。(対象となる燃費性能の詳細については、お問い合わせください。)

種別(用途)			税率(年税額)			
			標準額	おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

教えてフッピー!! 私の軽自動車税は高くなるの?



車検証イメージ



●自動車検査証(車検証)の初年度検査年月と備考欄を確認してみよう!

平成28年度の軽自動車税について、軽自動車税が増額となる重課は、初年度検査年月が平成14年以前の方が、対象になるんだよ!(左図①)

軽自動車税が減額となる軽課は、初年度検査年月が平成27年4月以降で、備考欄に燃費基準の記載があるか確認してみてね。その基準によって、減額の割合が変わってくるよ!(左図②)